

## 第62回 定時株主総会

# 継続会 開催ご通知

日時

2022年7月28日 (木曜日)  
午後1時

場所

大阪市北区大淀中一丁目1番30号  
梅田スカイビルタワーウエスト22階  
会議室 ( 末尾の株主総会 継続会  
会場ご案内略図をご参照ください。 )

### 報告事項

1. 第62期(2021年4月1日から2022年3月31日まで) 事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第62期(2021年4月1日から2022年3月31日まで) 計算書類の内容報告の件

### 目次

第62回定時株主総会 継続会 開催ご通知	1
事業報告	2
連結計算書類	18
計算書類	34
監査報告書	44

・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、開催日当日の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

・節電への取り組みとして、当社役員および係員は軽装(クールビズ)で対応させていただきます。株主の皆様におかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。

株主各位

証券コード 6023  
2022年7月14日

大阪市北区大淀中一丁目1番30号  
ダイハツディーゼル株式会社  
取締役社長 堀田佳伸

## 第62回定時株主総会継続会開催ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第62回定時株主総会継続会（以下「本継続会」といいます。）を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、ご出席の際は、お手数ながら同封の「第62回定時株主総会継続会出席票」を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

また、本継続会は、2022年6月29日開催の第62回定時株主総会の一部となりますので、本継続会にご出席いただける株主様は、第62回定時株主総会において議決権を行使できる株主様と同一となります。

敬 具

記

1. 日 時 2022年7月28日（木曜日）午後1時
2. 場 所 大阪市北区大淀中一丁目1番30号  
梅田スカイビルタワーウエスト22階 会議室（末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第62期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第62期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の「第62回定時株主総会継続会出席票」を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎事業報告、連結計算書類および、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.dhtd.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。

## (添 付 書 類)

## 事 業 報 告

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

## (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の普及等により、経済活動の段階的再開や景気対策が進み一部持ち直しの傾向が見られたものの、新たな変異株による感染の急拡大、原材料等の需給バランス変調の顕在化、円安の進行、ロシアのウクライナ侵攻による地政学的リスクの高まり等により、依然として先行き不透明な状況で推移いたしました。

当社の主要な販売先である造船・海運業界につきましては、荷動きの増加や海上輸送網の混乱に伴う海運市況の高騰および船価の先高観を受け、昨年度発注を抑制していた船主の投資意欲が改善したこと等を背景に、2021年の世界の新造船竣工量は6,000万総トンと前年比で2.9%の増加となり、新造船受注量は、8,507万総トンと前年比で106.5%の増加となりました。また、世界的な脱炭素化への流れや、環境に対する意識が高まっていることを受け、造船・海運業界においても重油燃料を動力とする従来のディーゼル機関を搭載した船舶からCO<sub>2</sub>排出量が少ない液化天然ガス（LNG）も燃料として利用できるデュアルフューエル（二元燃料）機関を搭載した船舶への置き換えが進んでおります。

このような企業環境下、当社グループでは、成長市場を見据え、多様化するニーズに対応した営業活動を推進し、また、カーボンニュートラル社会実現に向けた次世代燃料対応への新技術開発等、競争力強化に努めてまいりました。その結果、当連結会計年度における連結売上高は57,599百万円（前期比1.5%増）となり、利益面におきましては、営業利益は2,092百万円（前期比110.4%増）、経常利益は2,506百万円（前期比118.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は一時差異に伴う法人税等調整額が増加し△525百万円を計上したことにより、1,968百万円（前期比176.4%増）となりました。

なお、当連結会計年度の当社および連結グループのセグメント別の業績は次のとおりであります。

## &lt;内燃機関部門&gt;

## イ) 船用機関関連

防衛省向けを中心に機関売上が減少する中、メンテナンス関連の売上が増加したものの、デュアルフューエル機関のラインアップおよび新燃料対応機関の先行開発を実施したこと等により、売上高は43,685百万円（前期比2.0%減）、セグメント利益は2,316百万円（前期比28.9%減）となりました。

□) 陸用機関関連

機関売上が増加したことに加え、メンテナンス関連の売上が増加したこと等により、売上高は10,192百万円（前期比19.0%増）、セグメント利益は1,589百万円（前期は697百万円のセグメント損失）となりました。

従いまして、当部門の売上高は53,877百万円（前期比1.4%増）、セグメント利益は3,906百万円（前期比52.5%増）となりました。

<その他の部門>

イ) 産業機器関連

アルミホイール部門に関しましては、売上構成の変化により売上高は増加となったものの、原材料費の高騰によりセグメント利益は減少となりました。

□) 不動産賃貸関連

不動産賃貸関連に関しましては、売上高、セグメント利益とも微減となりました。

ハ) 売電関連

売電関連に関しましては、売上高は微減となり、セグメント利益は減少となりました。

二) 精密部品関連

精密部品関連に関しましては、売上高、セグメント利益とも減少となりました。

従いまして、当部門の売上高は3,722百万円（前期比3.3%増）、セグメント利益は418百万円（前期比24.9%減）となりました。

当社グループは、お客様のニーズにお応えするとともに、持続可能な成長を実現するため、2020年4月1日～2023年3月31日を実行期間とする中期経営計画に掲げた以下4つの重点取組事項を推進してまいりました。

1. 新商品の市場投入による販売領域拡大・シェアアップ
2. 次世代エネルギーを視野に入れた技術開発
3. 生産拠点の生産効率の向上
4. 強固な収益基盤の確立とE S G経営の実践

当連結会計年度においては、さらなる環境負荷低減のため、液体燃料とガス燃料双方を切り替えて運転可能なデュアルフューエル機関を開発し4機種のラインアップ化を完了いたしました。これにより二元燃料化が進展しているメガコンテナ船ならびに、自動車運搬船向けを中心に150台程度を受注いたしました。

また、デュアルフューエル機関の次に来る船舶のゼロエミッション化に対応するため、アンモニアを始め水素等、新燃料対応機関の先行開発に注力しております。さらに、株式会社三井E & S マシナリーと共同提案した『外航船向け水素燃料推進プラントの技術開発』が、国土交通省の海事産業集約連携促進技術開発支援事業に採択される等、次世代燃料として内燃機関の技術確立を目指して産学官と連携し、積極的に取り組んでおります。

加えて、海上輸送の効率化を目的とする船舶の大型化を見据えて2018年に新設した姫路工場では、運転能力を強化し大型コンテナ船の建造ラッシュに対応しております。今後も、中小型機関の製造を担う守山工場と姫路工場の2拠点体制により、生産効率の向上に努めてまいります。

当社グループはこれまで、「技術力で社会を豊かにする」を企業理念として掲げ、信頼される商品や、サービスを通じて持続可能な社会の実現に貢献する取り組みを行ってまいりました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症がもたらした未曾有のパンデミックを契機とし、すでに先行きが不透明で将来の予測が困難な時代に突入しております。こうした変動性や不確実性の高い経営環境の中で、企業価値の向上を実現するために、新たに長期ビジョンと5か年計画を策定し経営サイクルを回していくことといたしました。

今後も「サステナブルな企業」であり続けるため、E S Gを経営の中核に据えた事業運営を図ってまいります。

## 事業部門別売上高

(単位：百万円)

期別 部門	第61期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	第62期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)	前 期 比 増減 (△) 額
内 燃 機 関 部 門			
舶 用 機 関 関 連	44,573	43,685	△887
陸 用 機 関 関 連	8,567	10,192	1,624
計	53,140	53,877	736
そ の 他 の 部 門	3,605	3,722	117
合 計	56,745	57,599	854

### (2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は1,909百万円であります。その主な内容は、加工能力増強のための複合加工機等の導入であります。

### (3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に社債または新株式の発行等による資金調達は行っておりません。

#### (4) 対処すべき課題

2020年4月1日～2023年3月31日の3か年を実行期間とする中期経営計画（以下、「現行中計」といいます。）を掲げ、4つの重点取組事項を推進してまいりました。

1. 新製品の市場投入による販売領域拡大・シェアアップ
2. 次世代エネルギーを視野に入れた技術開発
3. 生産拠点の生産効率の向上
4. 強固な収益基盤の確立とE S G経営の実践

現行中計3か年の2年目となる2021年度において各項目について、以下の取り組みに注力いたしました。

1. 新製品の市場投入による販売領域拡大・シェアアップ

デュアルフューエル機関のラインアップ完了に加え、SCR（選択触媒還元脱硝装置）、艦艇事業等といった、前中期経営計画（2015年4月1日～2020年3月31日）期間中に開始した事業の収益性が向上し、新型コロナウイルス感染症の影響により、商用機関やメンテナンスの売上および受注が苦戦する中、成長事業として収益をカバーすることができました。地域別には、いち早く回復した中国造船市場においてライセンサー2社の売上も好調に推移いたしました。

2. 次世代エネルギーを視野に入れた技術開発

船舶航行時における、2050年GHG（温室効果ガス）排出実質ゼロが世界目標として求められる中、次世代燃料の独自開発に取り組んでおります。また、株式会社三井E & S マシナリーとの共同推進等、産学官とも連携を図っております。

3. 生産拠点の生産効率の向上

大型エンジン専用工場である姫路工場を2018年に新設稼働し、大型コンテナ船の建造ラッシュに対応しております。中小型機関は守山工場、大型機関は姫路工場といった2拠点体制を展開し、生産オペレーションを効率化しております。

4. 強固な収益基盤の確立とE S G経営の実践

コーポレートガバナンス・コード改訂に伴い、非財務指標や無形資産（人的投資や知財投資）の考え方やリスク管理の見直し、ステークホルダーとの建設的な対話等、E S G経営の方針を取締役会で議論し、コード全項目をゼロベースで見直しいたしました。

一方で、新型コロナウイルス感染症の影響により、当社グループを取り巻く環境が一変する事態となりました。2020年、2021年度を通じロックダウンや移動制限により、メンテナンス関連事業が苦戦いたしました。

このような状況を踏まえ、前中計期間に再構築した収益基盤をもとに成長戦略を実行する現行中計の事業シナリオを変更すべきと判断し、最終年度2022年度における経営目標数値の取り下げを、2022年4月28日の取締役会で決議いたしました。

また、コロナ禍による社会変化とカーボンニュートラルの動きが加速しており、投資等、事業シナリオ自体の見直しが必要となったことに加え、調達リスクやカントリーリスクへの対応等、変動性や不確実性が高い経営環境において長期的視点に立った経営を推進することが重要と判断しております。

今年度に長期ビジョンならびに5か年計画の検討を進め、公表いたします。

## (5) 財産および損益の状況

区 分	第59期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	第60期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	第61期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	第62期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)
売 上 高	57,270百万円	60,087百万円	56,745百万円	57,599百万円
経 常 利 益	2,576百万円	2,915百万円	1,149百万円	2,506百万円
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	1,818百万円	1,996百万円	712百万円	1,968百万円
1株当たり当期純利益	57円11銭	62円80銭	22円43銭	62円01銭
総 資 産	82,512百万円	85,558百万円	80,381百万円	89,268百万円
純 資 産	39,263百万円	40,645百万円	41,214百万円	43,069百万円
1株当たり純資産	1,232円01銭	1,276円43銭	1,296円22銭	1,354円99銭

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数(自己株式控除後)により、1株当たり純資産は期末発行済株式数(自己株式控除後)により算出しております。

## (6) 重要な親会社および子会社の状況等

### ①親会社の状況

該当事項はありません。

## ②重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
ダイハツディーゼル部品サービス株式会社	50百万円	100%	倉庫内管理請負業
ダイハツディーゼル東日本株式会社	30百万円	100%	内燃機関および同部品の販売・サービス業
ダイハツディーゼルの中国株式会社	10百万円	100%	内燃機関および同部品の販売・サービス業
ダイハツディーゼルの四国株式会社	10百万円	100%	内燃機関および同部品の販売・サービス業
ダイハツディーゼルの西日本株式会社	30百万円	100%	内燃機関および同部品の販売・サービス業
ディーエス商事株式会社	10百万円	100%	内燃機関および同部品の運送取扱
ダイハツディーゼルの姫路株式会社	300百万円	100%	内燃機関および同部品の製造
ダイハツディーゼルの梅田シティ株式会社	50百万円	100%	貸事務所業
日本ノズル精機株式会社	42百万円	93.9%	燃料噴射系精密部品の開発・生産・販売
DAIHATSU DIESEL (ASIA PACIFIC) PTE.LTD.	S\$2,000,000	100%	内燃機関および同部品の販売・サービス業
DAIHATSU DIESEL (EUROPE) LTD.	STG£ 50,000	100%	内燃機関および同部品の販売・サービス業
DAIHATSU DIESEL (AMERICA) ,INC.	US\$100,000	100%	内燃機関および同部品の販売・サービス業
DAIHATSU DIESEL (SHANGHAI) CO.,LTD.	US\$200,000	100%	内燃機関および同部品の販売・サービス業

## ③事業年度末における特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

## ④その他

当社は、1982年1月より、安慶中船柴油機有限公司（中国）および陝西柴油機重工有限公司（中国）に対して内燃機関の一部機種において、技術供与を行っております。

## (7) 主要な事業内容

区	分	主要品目
内燃機関部門	(船用・陸用機関関連)	船用ディーゼルエンジン、陸用ディーゼルエンジン、ガスエンジン、ガスタービン、内燃機関部品
その他の部門	(産業機器・不動産賃貸・売電・精密部品関連等)	アルミホイール、貸事務所業、太陽光発電事業、燃料噴射系装置など



**(8) 主要な営業所および工場**

①当 社	本 社	大阪市北区	工 場	守山第一工場 (滋賀県守山市)
	支 社	東京都中央区		守山第二工場 (滋賀県守山市)
	支 店	仙台支店 (仙台市)		姫路工場 (兵庫県姫路市)
		名古屋支店 (名古屋市)		
		四国支店 (愛媛県今治市)		
		九州支店 (福岡市)		

**②子会社**

会 社 名	所 在 地	
ダイハツディーゼル部品サービス株式会社	本社	滋賀県守山市
ダイハツディーゼル東日本株式会社	本社	東京都台東区
ダイハツディーゼルの日本株式会社	本社	広島県福山市
ダイハツディーゼルの四国株式会社	本社	愛媛県今治市
ダイハツディーゼルの西日本株式会社	本社	福岡県福岡市
ディーエス商事株式会社	本社	大阪市北区
ダイハツディーゼルの姫路株式会社	本社	兵庫県姫路市
ダイハツディーゼルの梅田シティ株式会社	本社	大阪市北区
日本ノズル精機株式会社	本社	埼玉県久喜市
DAIHATSU DIESEL ( ASIA PACIFIC ) PTE.LTD.	本社	シンガポール
DAIHATSU DIESEL ( EUROPE ) LTD.	本社	英国 ロンドン
DAIHATSU DIESEL ( AMERICA ) ,INC.	本社	米国 ニューヨーク
DAIHATSU DIESEL ( SHANGHAI ) CO.,LTD.	本社	中国 上海

**(9) 従業員の状況****①企業集団の従業員**

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
1,258名	5名減

**②当社の従業員**

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
821名	13名減	41.3歳	16.6年

(注) 従業員数は、就業人員数 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であり、臨時従業員は含んでおりません。

## (10) 主要な借入先の状況

借入先	借入額
	百万円
株式会社三菱UFJ銀行	4,241
株式会社三井住友銀行	2,561
株式会社りそな銀行	1,399
株式会社滋賀銀行	1,168
株式会社伊予銀行	1,081

## (11) その他企業集団に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 普通株式 80,000千株 (1単元：100株)  
 (2) 発行済株式の総数 普通株式 31,850千株 (うち自己株式93,335株)  
 (3) 株主数 3,394名  
 (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
ダイハツ工業株式会社	11,181	35.2
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR: FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	3,184	10.0
積水ハウス株式会社	2,000	6.3
PERSING-DIV.OF DLJ SECS. CORP.	1,386	4.4
株式会社三菱UFJ銀行	740	2.3
株式会社りそな銀行	590	1.9
BNYM RE BNYMLB RE GPP CLIENT MONEY AND ASSETS AC	565	1.8
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OMO2 505002	563	1.8
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	388	1.2
三菱UFJ信託銀行株式会社	335	1.1

(注) 持株比率については、持株数を、発行済株式の総数より自己株式を控除した数で除して算定しております。

## (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区分	株式数	交付対象者数
	株	名
取締役 (社外取締役を除く)	77,600	6

**(6) その他株式に関する重要な事項**

該当事項はありません。

**3. 会社の新株予約権等に関する事項**

該当事項はありません。

**4. 会社役員に関する事項****(1) 取締役および監査役の氏名等 (2022年3月31日現在)**

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
取締役会長 (代表取締役)	木 下 茂 樹		(一社)日本船用工業会会長
取締役社長 (代表取締役)	堀 田 佳 伸	指名・報酬諮問委員会委員長	ダイハツディーゼル梅田シティ(株) 代表取締役社長
取 締 役 (常務執行役員)	水 科 隆 志	東京支社長、管理統括本部、経営企画室、 I C T 推進室、監査室 担当	
取 締 役 (常務執行役員)	難 波 伸 一	技術統括本部長、技術知財企画室長、 品質保証室、アルミホール部 担当	
取 締 役 (常務執行役員)	佐 長 利 記	営業統括本部、技術提携推進部 担当	
取 締 役 (常務執行役員)	三 好 朋 宏	守山事業所長、生産調達統括本部 担当	
取 締 役	津 田 多 聞	指名・報酬諮問委員会委員	津田公認会計士事務所代表
取 締 役	小 松 一 雄	指名・報酬諮問委員会委員	
取 締 役	飴 野 仁 子	指名・報酬諮問委員会委員	
取 締 役	松 下 範 至	指名・報酬諮問委員会委員	
常 勤 監 査 役	正 田 敦 己		
監 査 役	別 所 則 英		ダイハツ工業(株)常勤監査役
監 査 役	森 本 国 浩		ダイハツ工業(株)営業CS本部統括部長

- (注) 1. 取締役 津田多聞氏、小松一雄氏および飴野仁子氏は、社外取締役であり、(株)東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 取締役 松下範至氏は、社外取締役であります。
3. 監査役 別所則英氏および森本国浩氏は、社外監査役であります。
4. 当事業年度中の取締役および監査役の異動は次のとおりであります。
- (1) 取締役 三好朋宏氏、松下範至氏および監査役 森本国浩氏は、2021年6月29日開催の第61回定時株主総会において、新たに選任され就任いたしました。
- (2) 取締役 早田陽一氏および浅田英樹氏は、2021年6月29日開催の第61回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
- (3) 監査役 松下範至氏は、2021年6月29日開催の第61回定時株主総会終結の時をもって、辞任により退任いたしました。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の各社外取締役および各社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を、取締役および監査役を被保険者として、保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

## (4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

### ①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、役員の報酬等の額またはその算定方法については、役員報酬内規に基づき、当社の業績、経営環境、世間水準等を考慮して適正な水準とすることとしており、株主総会で決定された総額の範囲内において決定しております。

取締役の個人別の報酬については、2021年2月25日開催の取締役会において、その内容に係る決定方針を決定しております。取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

監査役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から固定報酬のみで構成され、各監査役の報酬額は、監査役の協議により個別に決定しております。

### ②取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の役員の報酬等の額は、1998年6月26日開催の当社第38回定時株主総会において、年額250百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち、社外取締役は3名）です。

また、当該報酬とは別枠で、2019年6月27日開催の当社第59回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議しており、譲渡制限付株式の割り当てのための金銭報酬債権の総額を、年額80百万円以内として決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は4名です。

監査役の報酬額は、1998年6月26日開催の当社第38回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

### ③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する事項

当社においては、上記の役員報酬の基本方針に沿って公正かつ合理的な制度運用が担保されるよう、社外取締役が過半数を占める指名・報酬諮問委員会において審議し、取締役会に答申しております。構成員は、代表取締役1名（取締役社長 堀田佳伸氏）、独立社外取締役3名（津田多聞氏、小松一雄氏、飴野仁子氏）および社外取締役1名（松下範至氏）で構成されています。

なお、報酬の具体的決定につきましては、指名・報酬諮問委員会の意見交換および内容確認を行ったうえで、あらかじめ株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、取締役報酬については取締役会で、監査役報酬については監査役の協議により、それぞれ決定することとしております。

### ④取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	223	184	—	39	8
監査役 (社外監査役を除く)	18	18	—	—	1
社外取締役	23	23	—	—	4
社外監査役	1	1	—	—	3

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 2. 上記のうち非金銭報酬等は、株式報酬であります。  
 3. 株主総会決議による報酬限度額（会社法第361条第1項第1号）は、取締役（使用人兼務取締役の使用人給与相当額および役員賞与ならびに下記第5項の役員退職慰労金は含んでおりません。）年額250百万円、監査役年額50百万円であります。  
 4. 上記の支給人員および報酬等の額には、2021年6月29日開催の第61回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名および監査役1名を含んでおります。なお、事業年度末現在の人数は、取締役10名および監査役3名であります。  
 5. 当社は2019年6月27日開催の第59回定時株主総会終結の時をもって取締役および監査役の退職慰労金制度を廃止し、第59回定時株主総会終結後引き続き在任する取締役および監査役に対しては、制度廃止までの在任期間に対応するものとして退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しました。これに基づき、上記のほか、当期中に退任した監査役1名に対し、0百万円の退職慰労金を支給しております。  
 6. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

### ⑤非金銭報酬等の内容

当社の社外取締役を除く取締役が株主とのより一層の価値共有を高めるとともに、企業価値の持続的な向上を図ることを目的に、取締役に対して譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

当該株式報酬の交付状況は、2. 会社の株式に関する事項（5）当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況 に記載のとおりです。

## （5）社外役員に関する事項

### ①社外役員の重要な兼職の状況等

区 分	氏 名	兼職先名	兼職の内容
社外取締役	津 田 多 聞	津 田 公 認 会 計 士 事 務 所	代表
社外監査役	別 所 則 英	ダ イ ハ ツ 工 業 株 式 会 社	常勤監査役
社外監査役	森 本 国 浩	ダ イ ハ ツ 工 業 株 式 会 社	営業CS本部統括部長

- (注) 1. 当社と津田公認会計士事務所との間には重要な取引その他の関係はありません。  
2. ダイハツ工業株式会社は、当社のその他の部門「産業機器関連のうち自動車用アルミホイールを同社に供給しており、製品販売等の取引関係にあります。

## ②当事業年度における社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況および 期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	津 田 多 聞	<p>当期開催の取締役会に14回中14回(100%)出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会において財務および企業経営に関する高い見識に基づき、経営全般の監視・監督、議案審議および意思決定の適正性を確保するため必要な発言、助言等の役割を果たしております。</p> <p>また、指名・報酬諮問委員会の委員として、企業統治の透明性や客観性確保に重要な役割を果たしております。</p>
	小 松 一 雄	<p>当期開催の取締役会に14回中14回(100%)出席し、主に弁護士としての専門的見地から、取締役会において企業法務に関する高い見識に基づき、経営全般の監視・監督、議案審議および意思決定の適正性を確保するため必要な発言、助言等の役割を果たしております。</p> <p>また、指名・報酬諮問委員会の委員として、企業統治の透明性や客観性確保に重要な役割を果たしております。</p>
	飴 野 仁 子	<p>当期開催の取締役会に14回中13回(93%)出席し、主に大学教授としての専門的見地から、取締役会において高度な見識や学術面にに基づき、経営全般の監視・監督、議案審議および意思決定の適正性を確保するため必要な発言、助言等の役割を果たしております。</p> <p>また、指名・報酬諮問委員会の委員として、企業統治の透明性や客観性確保に重要な役割を果たしております。</p>
	松 下 範 至	<p>当期開催の取締役会に14回中14回(100%)出席し、主に企業経営者としての豊富な経験と実績から、取締役会において企業経営の専門知識と高い見識に基づき、経営全般の監視・監督、議案審議および意思決定の適正性を確保するため必要な発言、助言等の役割を果たしております。</p> <p>また、指名・報酬諮問委員会の委員として、企業統治の透明性や客観性確保に重要な役割を果たしております。</p>
社外監査役	別 所 則 英	<p>当期開催の取締役会に14回中14回(100%)出席、また当期開催の監査役会に14回中14回(100%)出席し、主に他の会社の監査役として培った幅広い見識と過去の豊富な経験に基づき、取締役会において適宜発言を行い、監査体制の強化を推進しております。</p>
	森 本 国 浩	<p>就任後開催の取締役会に11回中11回(100%)出席、また就任後開催の監査役会に10回中10回(100%)出席し、主に他の会社の要職を歴任して培った幅広い見識と豊富な経験に基づき、取締役会において適宜発言を行い、監査体制の強化を推進しております。</p>

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	報酬額
①当社が支払うべき報酬等の額	39百万円
②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	39百万円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。
3. DAIHATSU DIESEL ( EUROPE ) LTD.ほか重要な海外子会社は、他の監査法人の監査を受けております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社都合の場合の他、会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合および公序良俗に反する行為があったと判断した場合、その事実に基づき調査し、会計監査人の解任または不再任を株主総会の議案とすることが妥当かどうか監査役会にて審議いたします。



## 6. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

### (1) 当社ならびに当社グループ会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループは「社会を豊かにする価値を提供し、人々との共生を願う」企業理念のもとに、「倫理行動基準」および「倫理行動指針」を制定して企業人として取るべき行動規範を示しており、取締役を始め全社員がこれを遵守することにより、健全な内部統制環境の醸成に努めます。
- ② 業務執行に当たっては、取締役会のほか、様々な会議体で総合的に検討したうえで意思決定が行われますが、これらの会議体への付議事項は規定により定め、適切に運営します。
- ③ 法令等の遵守等を目的として設置している「コンプライアンス委員会」の機能を強化、拡充した「内部統制委員会」を設置し、内部統制の整備および監督を進めます。
- ④ コンプライアンス意識の向上のため、階層別教育や職場研修を継続的に実施します。
- ⑤ 法令上疑義のある行為等コンプライアンスに係る問題に関しては、監査部門を通報先とする相談窓口（「DDホットライン」）を設置し、適切に運営します。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令および文書管理規定、機密管理規定等の社内規定に従って、各担当部門が適切に保存および管理を行います。取締役および監査役は、常時、これらの情報を閲覧できるものとします。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、安全、環境、品質、財務、機密、知的財産などのリスクについては、それぞれの担当部門または内部統制委員会および各種委員会が、それぞれの機能におけるリスクを把握、分析、評価したうえで適切な対策を実施するとともに、必要に応じ規則やガイドラインの制定やマニュアルの作成等を行い、管理します。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 定例の取締役会を月1回開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を審議、決定すると同時に、各取締役の業務執行状況の監督を行います。また、取締役会の機能を強化し経営効率を向上させるため、常勤取締役および役付執行役員により構成する経営会議を定期的で開催し、事業運営に関わる重要事項の意思決定を行います。
- ② 将来の事業環境を踏まえ中期経営計画を策定し、これを具体化するため各事業年度の年度方針と目標を設定します。担当取締役は、各部門方針と目標、権限分配を含めた効率的な達成方法を定め、推進します。取締役社長は定期的に進捗状況をレビューし、必要に応じ改善を促します。

### (5) 当会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、関係会社管理に関する担当部署を設置し、関係会社管理規定に基づき、当社グループ会社の内部統制活動の徹底を図ります。
- ② 当社は、関係会社管理規定に従い、当社グループ会社に対してその業績状況、決算状況などについて、定期的・継続的に当社に報告させるものとします。
- ③ 当社グループ各社に内部統制推進責任者および担当者を置くとともに、内部統制委員会がグループ全体の内部統制を統括、推進する体制とします。
- ④ 当社の内部監査部門は、定期的に当社グループ会社のリスク管理体制等に対する内部監査を実施します。

## (6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき社員はいませんが、監査役会から要求があった場合には、原則として監査部門から人選することとし、監査役は該当者に対し必要な事項を命令することができることとします。また、その命令に関しては、取締役等の指揮命令を受けないものとし、該当者の人事異動および人事考課については監査役と取締役が協議することとします。

## (7) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

- ①取締役は、主な業務執行について適宜適切に監査役に報告するとともに、当社および当社グループに著しい損害や重大な影響を及ぼす重要な事実を把握したときは、直ちに監査役に報告します。
- ②取締役および使用人は、監査役の求めに応じ、定期的にまた随時に、監査役に業務執行状況を報告します。
- ③当社の内部監査部門は、監査役との定期的な連絡会を開催し情報共有を図るとともに、当社グループに著しい損害や重大な影響を及ぼす重要な事実を把握したときは、直ちに監査役に報告します。

## (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①代表取締役は、監査役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行います。
- ②主要な取締役の会議体や内部統制、コンプライアンスに関わる委員会等には、監査役の出席を得ることとします。
- ③監査役による重要書類の閲覧や会計監査人との定期的あるいは随時の会合を通じて、監査の実効性を期します。
- ④当社は、監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等を請求したときは、速やかに当該費用または債務を処理します。

## 7. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しておりますが、当事業年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）のうち「会社法の一部を改正する法律」（2014年法律第90号）および「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（2015年法務省令第6号）の施行後、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

- ①主な会議の開催状況として、取締役会は14回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性および効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役3名が14回中14回および社外取締役1名が14回中13回にそれぞれ出席いたしました。その他、監査役会は14回、経営会議は24回、企業改革推進会議は24回、コンプライアンス委員会は2回開催いたしました。
- ②監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長および他の取締役、内部監査部門、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ③内部監査部門は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行および子会社の業務の監査、内部統制監査を実施いたしました。

---

本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てております。  
また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

## 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>60,058</b>	<b>流動負債</b>	<b>26,132</b>
現金及び預金	27,146	支払手形及び買掛金	6,777
受取手形、売掛金及び契約資産	18,336	電子記録債権	5,502
棚卸資産	12,685	短期借入金	4,440
その他の債権	1,896	リース負債	309
貸倒引当金	△6	未払法人税等	869
		未払費用	5,050
<b>固定資産</b>	<b>29,209</b>	賞与引当金	671
有形固定資産	21,314	役員賞与引当金	35
建物及び構築物	9,133	その他の引当金	2,474
機械装置及び運搬具	5,792		
土地	5,084	<b>固定負債</b>	<b>20,066</b>
建設仮勘定	525	長期借入金	9,871
その他の	777	リース負債	271
		退職給付に係る負債	7,216
<b>無形固定資産</b>	<b>628</b>	役員退職慰労引当金	34
		その他の	2,673
投資その他の資産	7,267		
投資有価証券	2,707	<b>負債合計</b>	<b>46,199</b>
繰延税金資産	4,096	<b>(純資産の部)</b>	
その他の債権	474	<b>株主資本</b>	<b>42,957</b>
貸倒引当金	△10	資本金	2,434
		資本剰余金	2,173
		利益剰余金	38,393
		自己株式	△43
		<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>72</b>
		その他有価証券評価差額金	295
		繰延ヘッジ損益	△7
		為替換算調整勘定	97
		退職給付に係る調整累計額	△313
		<b>非支配株主持分</b>	<b>39</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>43,069</b>
<b>資産合計</b>	<b>89,268</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>89,268</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連 結 損 益 計 算 書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		57,599
売 上 原 価		44,318
売 上 総 利 益		13,281
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		11,188
営 業 利 益		2,092
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 配 当 金	43	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	13	
為 替 差 益	101	
雑 益	377	536
営 業 外 費 用		
支 払 利 息 損	86	
雑 損	35	122
経 常 利 益		2,506
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	4	
国 庫 補 助 金	81	
補 助 金 収 入	178	264
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 廃 却 損	9	9
税金等調整前当期純利益		2,761
法人税、住民税及び事業税	1,327	
法人税等調整額	△525	802
当 期 純 利 益		1,959
非支配株主に帰属する当期純損失 (△)		△8
親会社株主に帰属する当期純利益		1,968

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計
当期首残高	2,434	2,171	36,901	△42	41,465
当期変動額					
剰余金の配当			△476		△476
親会社株主に帰属する当期純利益			1,968		1,968
自己株式の取得				△37	△37
自己株式の処分		1		36	38
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	1	1,491	△1	1,492
当期末残高	2,434	2,173	38,393	△43	42,957

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額					非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 計 合
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当期首残高	247	-	△36	△509	△298	47	41,214
当期変動額							
剰余金の配当							△476
親会社株主に帰属する当期純利益							1,968
自己株式の取得							△37
自己株式の処分							38
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	47	△7	134	195	370	△8	362
当期変動額合計	47	△7	134	195	370	△8	1,854
当期末残高	295	△7	97	△313	72	39	43,069

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連 結 注 記 表

### (連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社の数：13社

連結子会社の名称：

ダイハツディーゼル梅田シティ(株)、DAIHATSU DIESEL (EUROPE) LTD.、  
DAIHATSU DIESEL (ASIA PACIFIC) PTE. LTD.、  
DAIHATSU DIESEL (AMERICA) ,INC.、  
DAIHATSU DIESEL (SHANGHAI) CO.,LTD.、  
ダイハツディーゼル西日本(株)、ダイハツディーゼル四国(株)、ダイハツディーゼル中日本(株)、ディーエス商事(株)、ダイハツディーゼル東日本(株)、ダイハツディーゼル部品サービス(株)、ダイハツディーゼル姫路(株)、日本ノズル精機(株)

##### (2) 主要な非連結子会社の名称：

ディー・ディー・テクニカル(株)、MDエンジニアリング(株)

非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

##### (1) 持分法を適用した関連会社の数：1社

持分法を適用した関連会社の名称：

OFFICINE MECCANICHE TORINO S.p.A

##### (2) 持分法を適用しない主要な非連結子会社及び関連会社の名称：

(非連結子会社) ディー・ディー・テクニカル(株)、MDエンジニアリング(株)

(関 連 会 社) DAIHATSU DIESEL ANQING IRONWORKS.CO.,LTD.

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社はいずれも小規模であり、当期純損益および利益剰余金（持分に見合う額）等が、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要でないため、持分法の適用範囲から除外しております。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、DAIHATSU DIESEL (SHANGHAI) CO.,LTD.の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準および評価方法

##### ①有価証券の評価基準および評価方法

(a)満期保有目的の債券：償却原価法を採用しております。

##### (b)その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法を採用しております。

##### ②棚卸資産の評価基準および評価方法

製品、仕掛品および原材料：総平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。ただし一部の連結子会社は定率法を採用しております。

##### ②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

##### ③リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

### (3) 重要な引当金の計上基準

#### ①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### ②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき、当連結会計年度に見合う分を計上しております。

#### ③役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。

#### ④役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に充てるため、国内連結子会社の一部は役員退職慰労金規定に基づく期末要支給額を計上しております。

### (4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

#### ①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

#### ②退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しており、数理計算上の差異はその発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。

#### ③収益及び費用の計上基準

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する

ステップ5：履行義務を充足した時にまたは充足するにつれて収益を認識する

当社グループは、内燃機関（船用機関および陸用機関をいいます。）、同部品の製造・販売および内燃機関に関するサービスの提供を主な事業としております。

内燃機関、同部品の製造・販売については、製品の引渡しによって顧客が当該製品に



対する支配を獲得することから、製品の引渡時点において履行義務が充足されたと判断しており、当該時点で収益を認識しております。ただし、国内の販売については、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の間であるため、出荷時点で履行義務が充足されたと判断しております。製品の製造販売契約の履行義務充足後の支払いは、履行義務の充足時点から1年以内に行われるため、重要な金融要素は含まれておりません。

内燃機関に関するサービスについては、サービスの提供完了によって履行義務が充足されたと判断しており、当該時点で収益を認識しております。サービス契約の履行義務充足後の支払いは、履行義務の充足時点から1年以内に行われるため、重要な金融要素は含まれておりません。

## (会計方針の変更)

### (収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品または製品の国内の販売において、出荷時から当該商品または製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

収益認識会計基準等の適用による、当連結会計年度の損益および期首利益剰余金に与える影響は軽微であります。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することとしました。

## (時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項および「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。また、(金融商品に関する注記)において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行っております。

## (会計上の見積りに関する注記)

### 1. 棚卸資産の評価

#### (1) 当年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度の連結貸借対照表において、「棚卸資産」は12,685百万円が計上されており、当社連結総資産の14.2%を占めております。

当連結会計年度において、売上原価として認識された棚卸資産の評価減の金額は、58百万円であります。

#### (2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、棚卸資産の貸借対照表価額は主として総平均法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しており、期末における正味売却価額が取得原価を下回っている場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としております。

主として当該正味売却価額の算出方法は、売却予定額から見積追加製造原価等を控除して計算しており、売却予定額については顧客との過去の同種同型の契約実績に基づく契約見込額、見積追加製造原価等は過去の生産実績に基づく原価見込額に基づいて、算出しております。

また、営業循環過程から外れて滞留しているものについては、過去の回転期間等を考慮して算定した評価減の割合に応じて帳簿価額を引き下げる方法によっております。

正味売却価額の見積りには不確実性を伴うため、正味売却価額が想定よりも下回った場合には損失が発生する可能性があります。また、評価減の割合の見積りには不確実性を伴うため、想定と乖離した場合には損失が発生する可能性があります。

### 2. 繰延税金資産の回収可能性

#### (1) 当年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度の連結貸借対照表において、「繰延税金資産」は4,096百万円(繰延税金負債と相殺前の金額は4,365百万円)が計上されており、当社連結総資産の4.6%を占めております。

## (2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

将来減算一時差異に対して、事業計画に基づく課税所得に基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

事業計画は将来の受注予測に基づく販売計画を基礎としております。将来の受注予測の見積りには不確実性を伴うため、事業計画が変動する可能性があります。

なお、新型コロナウイルス感染症は一定期間で収束していくとする想定のもと、連結計算書類作成時までに入手可能な情報に基づき、合理的な金額を見積もって計上しております。

そのため、課税所得が生じる時期および金額は、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、その時期および金額が見積りと異なった場合、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与えるリスクがあります。

**(連結貸借対照表に関する注記)**

## 1. 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権および契約資産の金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権	
受取手形	2,376
売掛金	15,904
	18,280
契約資産	55

## 2. 担保に供している資産および担保に係る債務

## (1) 担保に供している資産

①建物及び構築物：	465百万円
②機械装置及び運搬具：	5百万円
③土地：	1,577百万円
合 計：	2,048百万円

## (2) 担保に係る債務

上記工場財団に係る資産には、銀行取引に係る根抵当権が設定されていますが、担保付債務はありません。

## 3. 有形固定資産の減価償却累計額：48,006百万円

### (連結損益計算書に関する注記)

#### 1. 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益およびそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結注記表「(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載の金額であります。

### (連結株主資本等変動計算書に関する注記)

#### 1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類および総数

普通株式：31,850,000株

#### 2. 剰余金の配当に関する事項

##### (1) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

- ①決議：2021年6月29日 定時株主総会
- ②株式の種類：普通株式
- ③配当金の総額：476百万円
- ④1株当たり配当額：15円
- ⑤基準日：2021年3月31日
- ⑥効力発生日：2021年6月30日

##### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

- ①決議：2022年6月29日 定時株主総会
- ②株式の種類：普通株式
- ③配当金の総額：476百万円
- ④1株当たり配当額：15円
- ⑤基準日：2022年3月31日
- ⑥効力発生日：2022年6月30日

なお、配当原資については、利益剰余金を予定しております。

### (金融商品に関する注記)

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

##### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用についてはその大部分を安全性の高い短期的な銀行預金等で運用しております。また資金調達につきましても、銀行借入により調達しております。

##### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規定に沿ってリスク低減を図っております。また、売掛金の一部は、輸出に伴う外貨建てのものがあり、その為替変動リスクを軽減するため、一部については先物為替予約によってヘッジしております。

また、投資有価証券は株式であり、上場株式については市場価格の変動リスクに晒さ

れております。

支払手形及び買掛金、電子記録債務は、1年以内の支払期日であります。また、その一部には材料等の輸入に伴う外貨建てのものがおります。これは為替の変動リスクに晒されていますが、その残高は外貨建ての売掛債権の残高範囲内であります。

借入金の使途は運転資金(主として短期)および設備投資資金(長期)であり、一部の長期借入金に係る金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。

デリバティブ取引は、外貨建て営業債権に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引と、長期借入金に係る金利変動リスクを軽減する目的で金利スワップ取引を行っております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価の方法については、前述の「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記」[4. 会計方針に関する事項]に記載されている「(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項」を参照ください。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

#### ①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は販売取引先等管理委員会を設置し、与信先の業況を充分注意するなど不良債権や貸倒損失の発生を防ぐ対策をしております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。

#### ②市場リスク(為替及び金利等の変動に係るリスク)の管理

当社は、外貨建て営業債権に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的として先物為替予約取引を利用しております。

また、長期借入金に係る金利変動リスクに対しては金利スワップ取引を利用しております。

これらのデリバティブ取引については、取締役会等で審査承認のうえ、執行の際は当該承認に基づき各部門の依頼により管理統括本部にて執行しております。

投資有価証券については、市場価格のない株式等以外のものについては四半期ごとに把握を行い、市場価格のない株式等については定期的に発行体の財務状況等を確認しております。

#### ③資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理統括本部にて資金繰り表を作成することにより、流動性リスクを管理しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」「短期借入金」については、現金であること、および短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額(*)	時 価 (*)	差 額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	690	690	-
(2) 長期借入金（一年内返済予定を含む）	(11,011)	(10,957)	(△54)
(3) デリバティブ取引	(12)	(12)	

（注1）非上場株式（連結貸借対照表計上額2,017百万円）は、市場価格のない株式等であるため、「(1) 投資有価証券」には含めておりません。

（注2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

## 3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価

同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価

レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価

重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## (1)時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	690	—	—	690
資産計	690	—	—	690
デリバティブ取引				
通貨関連	—	△12	—	△12
負債計	—	△12	—	△12

## (2)時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	10,957	—	10,957
負債計	—	26,537	—	26,537

## (注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

## 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

## デリバティブ取引

為替予約の時価は、為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間および信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## (賃貸等不動産に関する注記)

### 1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社および一部の子会社では、大阪府その他の地域において、賃貸用オフィスビル等を有しております。なお、賃貸用オフィスビルの一部については、当社および一部の子会社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

### 2. 賃貸等不動産の時価等に関する事項

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価
賃貸等不動産	208	219
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	2,993	6,160

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当期末の時価は、主要な不動産については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づいて、適切な調整を行って算定しております。その他の不動産については、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく価額等による金額であります。



**(収益認識に関する注記)**

## 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	船用機関 関連	陸用機関 関連	計		
日本	17,853	10,057	27,911	3,109	31,020
中国	10,499	－	10,499	－	10,499
アジア（中国を除く）	7,303	134	7,437	－	7,437
欧州	5,179	－	5,179	－	5,179
中南米	1,709	－	1,709	－	1,709
北米	676	－	676	－	676
その他の地域	462	－	462	－	462
顧客との契約から生じる収益	43,685	10,192	53,877	3,109	56,986
その他の収益	－	－	－	613	613
外部顧客への売上高	43,685	10,192	53,877	3,722	57,599

## 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は連結注記表（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記）4. 会計方針に関する事項（4）その他連結計算書類の作成のための重要な事項③収益及び費用の計上基準に記載のとおりです。

### 3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための事項

#### (1) 顧客との契約から生じた債権の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権		
受取手形	3,074	2,376
売掛金	14,895	15,904
	17,970	18,280
契約負債	595	1,466

契約資産は、その金額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

契約負債は、主に内燃機関、同部品の販売契約においてその引渡しにより収益を認識する販売の対価として顧客から受け取った前受金に関するものであり、1年以内に引渡しを完了する予定であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益のうち期首現在の契約負債に含まれていた額は、595百万円であります。

過去の期間に充足（または部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益（主に、取引価格の変動）の額に重要性はありません。

#### (1 株当たり情報に関する注記)

- 1 株当たり純資産額： 1,354円99銭
- 1 株当たり当期純利益： 62円01銭

## 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>54,932</b>	<b>流動負債</b>	<b>29,048</b>
現金及び預金	22,926	支払手形	771
受取手形	852	電子記録債権	5,453
売掛金	16,799	買掛金	5,741
仕掛材	11,943	短期借入金	3,300
原前払費用	88	1年以内返済予定の長期借入金	1,130
短期貸付	498	リース負債	296
そぞ倒引当金	777	未払費用	271
	1,049	未払法人税等	4,871
	△3	前受り金	464
		預賞与引当金	63
		役員賞与引当金	5,877
		その他の引当金	505
<b>固定資産</b>	<b>26,234</b>	固定負債	35
有形固定資産	16,565	長期借入金	267
建物	4,216	長期リース負債	9,846
構築物	1,290	資産除却負債	222
機械装置	5,150	預り保証引当金	115
車両運搬具	180	退職給付引当金	16
器具備品	696	退職給付引当金の	6,406
土工器具	4,507	その他	95
建設仮勘定	523	<b>負債合計</b>	<b>45,750</b>
		<b>(純資産の部)</b>	
無形固定資産	612	<b>株主資本</b>	<b>35,135</b>
ソフトウェア	601	資本金	2,434
その他の	11	資本剰余金	2,152
		資本準備金	2,150
投資その他の資産	9,055	その他資本剰余金	1
投資有価証券	836	利益剰余金	30,591
関係会社株	3,980	利益準備金	221
繰延税金	4,076	その他利益剰余金	30,370
そぞ倒引当金	170	固定資産圧縮積立	168
	△8	別途積立	27,590
		繰越利益剰余金	2,611
		自己株式	△43
		<b>評価・換算差額等</b>	<b>281</b>
		その他有価証券評価差額金	290
		繰延ヘッジ損益	△8
<b>資産合計</b>	<b>81,167</b>	<b>純資産合計</b>	<b>35,417</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>81,167</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		50,292
売 上 原 価		42,252
売 上 総 利 益		8,040
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		8,190
営 業 損 失 (△)		△149
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 配 当 金	1,738	
雑 益	462	2,200
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	87	
雑 損	26	114
経 常 利 益		1,936
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	3	
国 庫 補 助 金	81	
補 助 金 収 入	178	263
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 廃 却 損	4	4
税 引 前 当 期 純 利 益		2,195
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	668	
法 人 税 等 調 整 額	△661	6
当 期 純 利 益		2,188

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,434	2,150	—	2,150	221	191	27,390	1,076	28,880
当期変動額									
剰余金の配当								△476	△476
別途積立金の積立							200	△200	—
固定資産圧縮積立金の取崩						△23		23	—
当期純利益								2,188	2,188
自己株式の取得									
自己株式の処分			1	1					
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	—	—	1	1	—	△23	200	1,535	1,711
当期末残高	2,434	2,150	1	2,152	221	168	27,590	2,611	30,591

(単位：百万円)

	株主資本		評価・換算差額等				純 資 産 計 合 計
	自己株式	株 主 資 本 計 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰延ハッジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当期首残高	△42	33,422	243	—	243	33,666	
当期変動額							
剰余金の配当		△476				△476	
別途積立金の積立		—				—	
固定資産圧縮積立金の取崩		—				—	
当期純利益		2,188				2,188	
自己株式の取得	△37	△37				△37	
自己株式の処分	36	38				38	
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)			46	△8	38	38	
当期変動額合計	△1	1,712	46	△8	38	1,750	
当期末残高	△43	35,135	290	△8	281	35,417	

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

#### 1. 資産の評価基準および評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準および評価方法

- ①子会社および関連会社株式：移動平均法に基づく原価法を採用しております。
- ②満期保有目的の債券：償却原価法を採用しております。
- ③その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法を採用しております。

##### (2) 棚卸資産の評価基準および評価方法

仕掛品および原材料：総平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

##### (3) リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

- (3) 役員賞与引当金  
役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。
- (4) 退職給付引当金  
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。  
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しており、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。

#### 4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- (1) ヘッジ会計の方法  
繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。
- (2) 退職給付に係る会計処理  
退職給付に係る未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
- (3) 収益及び費用の計上基準  
当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。  
ステップ1：顧客との契約を識別する  
ステップ2：契約における履行義務を識別する  
ステップ3：取引価格を算定する  
ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する  
ステップ5：履行義務を充足した時にまたは充足するにつれて収益を認識する  
当社は、内燃機関（船用機関および陸用機関をいいます。）、同部品の製造・販売および内燃機関に関するサービスの提供を主な事業としております。  
内燃機関、同部品の製造・販売については、製品の引渡しによって顧客が当該製品に対する支配を獲得することから、製品の引渡時点において履行義務が充足されたと判断しており、当該時点で収益を認識しております。ただし、国内の販売については、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の間であるため、出荷時点で履行義務が充足されたと判断しております。製品の製造販売契約の履行義務充足後の支払いは、履行義務の充足時点から1年以内に行われるため、重要な金融要素は含ま

れておりません。

内燃機関に関するサービスについては、サービスの提供完了によって履行義務が充足されたと判断しており、当該時点で収益を認識しております。サービス契約の履行義務充足後の支払いは、履行義務の充足時点から1年以内に行われるため、重要な金融要素は含まれておりません。

## (会計方針の変更)

### (収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品または製品の国内の販売において、出荷時から当該商品または製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

収益認識会計基準等の適用による、当事業年度の損益および期首利益剰余金に与える影響は軽微であります。

### (時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項および「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。



## (会計上の見積りに関する注記)

### 1. 仕掛品の評価

#### (1) 当年度の計算書類に計上した金額

当事業年度の貸借対照表において、「仕掛品」は11,943百万円が計上されており、当社総資産の14.7%を占めております。

当事業年度において、売上原価として認識された仕掛品の評価減の金額は、94百万円であります。

#### (2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表「会計上の見積りに関する注記」に記載しているため、注記を省略しております。

### 2. 繰延税金資産の回収可能性

#### (1) 当年度の計算書類に計上した金額

当事業年度の貸借対照表において、「繰延税金資産」は4,076百万円が計上されており、当社総資産の5.0%を占めております。

#### (2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表「会計上の見積りに関する注記」に記載しているため、注記を省略しております。

### 3. 内燃機関部門の固定資産の減損

#### (1) 当年度の計算書類に計上した金額

当事業年度の貸借対照表において、内燃機関部門の固定資産は15,417百万円が計上されており、当社総資産の19.0%を占めております。また、同固定資産にかかる減損損失は計上しておりません。

#### (2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

内燃機関部門の有形固定資産にかかる資産グループについて、当事業年度において営業損益が継続してマイナスであることにより減損の兆候があると判断しましたが、減損の認識の判定において、当該資産グループから生ずる割引前将来キャッシュ・フローの総額がその帳簿価額を上回っていたことから、減損損失を認識しておりません。将来キャッシュ・フローの見積りは、将来の受注予測に基づく販売計画を基礎とした事業計画に基づいて行っております。将来の受注予測の見積りには不確実性を伴うため、事業計画が変動する可能性があります。なお、新型コロナウイルス感染症は一定期間で収束していくとする想定のもと、計算書類作成時までに入手可及な情報に基づき、合理的な金額を見積もっております。減損の兆候の把握、減損損失の認識の判定に当たっては慎重に検討しておりますが、経営環境等の変化等により、翌事業年度の財務諸表に減損損失が計上される可能性があります。

### (貸借対照表に関する注記)

#### 1. 担保に供している資産および担保に係る債務

##### (1) 担保に供している資産

①建	物：	465百万円
②機 械 装	置：	5百万円
③土	地：	1,577百万円
合	計：	2,048百万円

##### (2) 担保に係る債務

上記工場財団の資産には、銀行取引に係る根抵当権が設定されていますが、担保付債務はありません。

#### 2. 有形固定資産の減価償却累計額：36,564百万円

#### 3. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

(1) 短期金銭債権：12,404百万円

(2) 短期金銭債務：6,529百万円

### (損益計算書に関する注記)

関係会社との営業取引高および営業取引以外の取引高

(1) 売上高：37,060百万円

(2) 仕入高：5,078百万円

(3) 営業取引以外の取引高：44百万円

### (株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末日における自己株式の種類および株式数

普通株式：93,335株

**(税効果会計に関する注記)**

繰延税金資産の主な内容は、退職給付引当金の否認等であります。

また、評価性引当額は1,154百万円であります。

なお、繰延税金負債の主な内容は、その他有価証券評価差額金であります。

**(関連当事者との取引に関する注記)**

## 1. 子会社および関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	ダイハツディーゼル 部品サービス(株)	直接 100.0%	グループ内 ファイナンス	資金の預かり (注2)	100	預り金	1,092
				利息の支払 (注2)	0	—	—
子会社	ダイハツディーゼル 東日本(株)	直接 100.0%	当社製品の販売	製品の販売 (注1)	5,535	売掛金	2,384
子会社	ダイハツディーゼル 四国(株)	直接 100.0%	当社製品の販売	製品の販売 (注1)	6,443	売掛金	1,906
子会社	ダイハツディーゼル 中日本(株)	直接 100.0%	当社製品の販売	製品の販売 (注1)	4,018	売掛金	2,041
子会社	ダイハツディーゼル 梅田シティ(株)	直接 100.0%	グループ内 ファイナンス	資金の預かり (注2)	432	預り金	1,788
				利息の支払 (注2)	1	—	—
子会社	DAIHATSU DIESEL (EUROPE)LTD.	直接 100.0%	当社製品の販売	製品の販売 (注1)	4,464	売掛金	1,239
子会社	DAIHATSU DIESEL (SHANGHAI)CO.,LTD.	直接 100.0%	当社製品の販売	製品の販売 (注1)	7,261	売掛金	1,912

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、市場実情を勘案して決定しております。

(注2) 各社からの預り金の利率は、市場金利を勘案して決定しております。

(注3) 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## 2. 兄弟会社

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の 関係会社 の子会社	(株)ダイハツメタル	直接 7.67%	材料の購入	材料の購入 (注1)	1,664	電子記録 債務	447
						買掛金	254

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、市場実情を勘案して決定しております。

(注2) 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## 3. 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称または氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	堀田 佳伸	(被所有) 直接 0.23%	当社 代表取締役社長	自己株式の処分	10	—	—

(注) 譲渡制限付株式報酬制度に伴う、自己株式の割当によるものであります。

### (収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記）（4）その他連結計算書類の作成のための重要な事項③収益及び費用の計上基準に記載のとおりです。

### (1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額： 1,115円26銭
- 1株当たり当期純利益： 68円94銭

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年6月23日

ダイハツディーゼル株式会社  
取締役会 御中

## E Y 新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 笹山直孝  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 三戸康嗣  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ダイハツディーゼル株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイハツディーゼル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年6月23日

ダイハツディーゼル株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	笹山直孝
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三戸康嗣

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ダイハツディーゼル株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。



### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第62期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議にオンラインでの型式も含め出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等とオンライン型式で意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社へ赴き、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じ説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年6月28日

ダイハツディーゼル株式会社 監査役会

常勤監査役 正 田 敦 己

社外監査役 別 所 則 英

社外監査役 森 本 国 浩

以 上

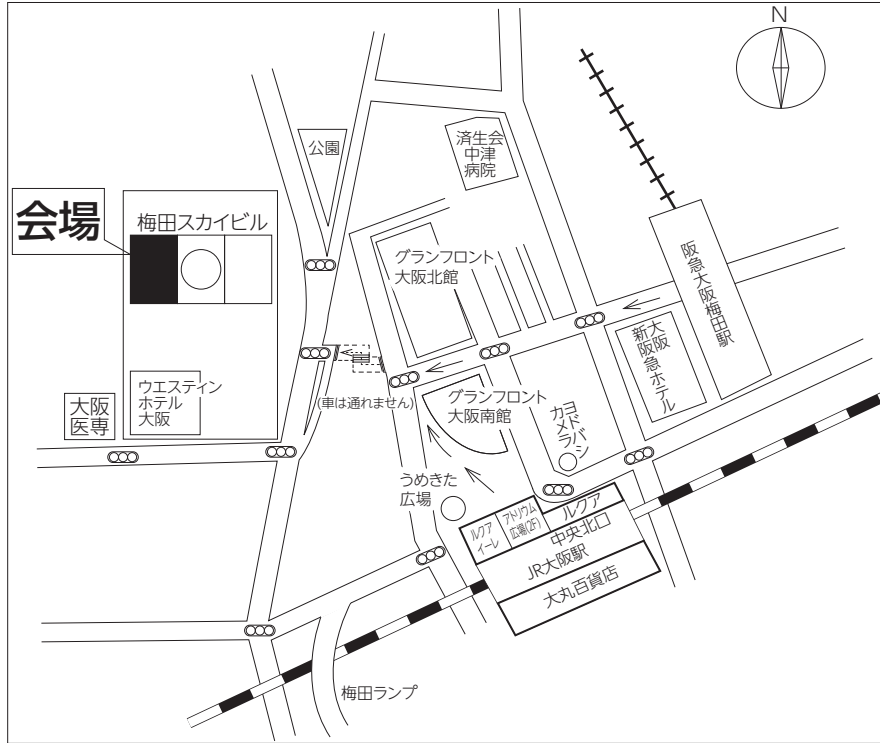




## 株主総会継続会会場ご案内略図

梅田スカイビルタワーウエスト22階 会議室

JR「大阪駅・中央北口」、阪急「大阪梅田駅」より徒歩15分



※駐車場の準備はいたしていませんので、あしからずご了承ください。  
※新型コロナウイルス感染症の感染拡大および株主様の感染リスク回避のため、本株主総会継続会にご出席される株主様は、開催日当日の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。また、本株主総会継続会会場において、感染予防のための措置を講じておりますので、ご協力のほどお願い申し上げます。



未来のために、いま選ぼう。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。